

指摘事項

通所介護・地域密着型通所介護

令和6年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年12月22日鳥取市条例第51号)

「1号事業要綱」

鳥取市第1号事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(令和3年4月1日施行)

「地域密着条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成24年12月21日鳥取市条例第45号)

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)

◎根拠条文

「処遇改善通知」

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え並びに事務処理手順及び様式例の提示について（老発0621第1号令和4年6月21日）

「老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号」

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

「老認発0319第3号」

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について

☆重要事項説明書

■重要事項説明書について、第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。（**条例第113条において準用する第8条**、1号事業要綱第63条において準用する第8条第1項、**地域密着条例第60条の20において準用する第10条**）

■重要事項説明書等について、書類が2部とも保管されている者がいたので、利用者に1部交付すること。（**条例第113条において準用する条例第8条**、1号事業要綱第63条において準用する第8条第1項、**地域密着条例第60条の20において準用する第10条**）

提供するサービスの第三者評価の実施状況についての記載もれが多く見られました。定期的に重要事項説明書の記載内容を確認し、最新の情報に更新してください。

☆秘密保持等

- 従業者に対する秘密保持の誓約書がない者がいたので、徴取すること。
(**条例第113条において準用する第34条第2項**、1号事業要綱第69条において準用する第36条、**地域密着条例第60条の20で準用する第36条**)

従業者の秘密保持については、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を定めておいてください。

☆非常災害

■非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への連携及び連絡体制を整備し、それらを定期的に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。また、消火・避難訓練の実施の際は、地域住民との連携に努めること。（**条例第109条**、1号事業要綱第54条、**地域密着条例第60条の15**）

避難訓練実施の際は、地域住民やボランティア団体等の地域との交流を行い、有事の対応に備えるよう努めてください。

☆運動器機能向上加算

- 運動器機能向上加算について、事後アセスメント結果を介護予防支援事業者に報告を行った際は、継続の可否及びその意見の記録を行うこと。
(老認発0319第3号 第2の3(3))

継続の可否及びその意見について、記録がないものがみられました。継続の判断に至った経過の確認のため、必ず記録を残してください。

☆口腔機能向上加算

■口腔機能向上加算について、口腔機能向上加算を算定できる利用者であるかを確認すること。（老企第36号 第2の7（18））

□口腔機能向上加算を算定できるのは、以下のいずれかに該当する者です。

- イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者
- 基本チェックリストの口腔機能に関連する（13）、（14）、（15）の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者
- ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者